



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の 一部改正	（原子力安全対策課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業再開の届出	（ " ）	4
島根県保健医療計画の変更	（医 療 政 策 課）	4
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	5
解除予定保安林	（ " ）	6
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	6

【雑 報】

公営住宅法の規定による県営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	7
-----------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第211号**

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成16年島根県告示第865号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第2項中「総務部消防防災課」を「防災部原子力安全対策課」に改める。

様式第1号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
錦織整形外科医院	出雲市大津新崎町6丁目36番地	平成25年 3 月 1 日
もちだの郷訪問看護ステーション	松江市東持田町520番地1	平成25年 1 月 31 日
大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年 2 月 4 日
タマチ薬局	松江市南田町102-12	平成24年10月 9 日
ファーマシィ出雲中央薬局	出雲市姫原4丁目10-2	平成25年 3 月 1 日

島根県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 メディックス古沢	松江市上乃木六丁目11-48	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム 野の花	松江市大庭町1311-1	平成24年10月 1 日
大畑 愛子	益田市あけぼの西町12-1	居宅療養管理指導	大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年 2 月 4 日
大畑 愛子	益田市あけぼの西町12-1	介護予防居宅療養管理指導	大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年 2 月 4 日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導	ファーマシィ出雲中央薬局	出雲市姫原4丁目10-2	平成25年 3 月 1 日

株式会社ファー マシィ	広島県福山市沖野上町 四丁目23番27号	介護予防居宅療養 管理指導	ファーマシィ 出雲中央薬局	出雲市姫原4丁目10-2	平成25年3月 1日
----------------	-------------------------	------------------	------------------	--------------	---------------

島根県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
福間内科医院	松江市雑賀町70-2	平成25年2月1日
錦織整形外科医院	出雲市大津新崎町6丁目36番地	平成25年3月1日
医療法人社団池上内科医院池上内科分院	松江市美保関町七類1922	平成23年8月20日
入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年2月4日
タマチ薬局	松江市南田町127-7	平成24年8月1日
有限会社第一薬局	出雲市今市町738-5	平成24年12月31日

島根県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
福間 安彦	松江市雑賀町70-2	居宅療養管理指導	福間内科医院	松江市雑賀町70-2	平成25年2月 1日
福間 安彦	松江市雑賀町70-2	介護予防居宅療養 管理指導	福間内科医院	松江市雑賀町70-2	平成25年2月 1日
医療法人社団 池上内科医院	松江市菅田町13-4	居宅療養管理指導	医療法人社団 池上内科医院 池上内科分院	松江市美保関町七類1922	平成23年8月 20日
医療法人社団 池上内科医院	松江市菅田町13-4	訪問看護	医療法人社団 池上内科医院 池上内科分院	松江市美保関町七類1922	平成23年8月 20日
医療法人社団 池上内科医院	松江市菅田町13-4	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人社団 池上内科医院 池上内科分院	松江市美保関町七類1922	平成23年8月 20日
医療法人社団 池上内科医院	松江市菅田町13-4	介護予防訪問看護	医療法人社団 池上内科医院 池上内科分院	松江市美保関町七類1922	平成23年8月 20日

周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	居宅療養管理指導	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	訪問看護	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	訪問リハビリテーション	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	介護予防居宅療養管理指導	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	介護予防訪問看護	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562の1	介護予防訪問リハビリテーション	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の1	平成22年4月1日
大畑 実	益田市あけぼの西町12-1	居宅療養管理指導	大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年2月4日
大畑 実	益田市あけぼの西町12-1	介護予防居宅療養管理指導	大畑歯科医院	益田市あけぼの西町12-1	平成25年2月4日

島根県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	再開年月日
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成25年2月1日

島根県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		再開する事業	事業所		再開年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	居宅療養管理指導	医療法人 福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成25年2月1日
医療法人福間内科医院	松江市雑賀町45番地	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 福間内科医院	松江市雑賀町45番地	平成25年2月1日

島根県告示第218号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、島根県保健医療計画（平成20年島根県告示第266号）の全部

を変更し、平成25年4月1日から施行する。

なお、変更後の計画は、登載を省略し、島根県健康福祉部医療政策課及び各保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第219号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町上山佐3012-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第220号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町上山佐2910、29111、2912-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第221号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市下府町2164-73
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第222号

平成24年島根県告示第85号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス神門店 出雲市神門町1367番4外6筆
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗立地予定地周辺は、通勤・通学時間帯を中心に多くの車両・歩行者の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。
2	夜間に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

- 3 縦覧場所
出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）
- 4 縦覧期間

告示の日から1月間

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、島根県に代わって県営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年 3月29日

島根県住宅供給公社 理事長 錦 織 厚 雄

- 1 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

- 2 島根県に代わって管理を行う県営住宅又は共同施設の名称

県営住宅（隠岐郡西ノ島町に所在するものを除く。）及びその共同施設

- 3 島根県に代わって行う県営住宅又は共同施設の管理の内容

- (1) 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第3項及び第4項	入居資格の調査に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条	入居者の選考に関する事務
第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	入居の手續に関する事務
第11条	入居の承継に関する事務
第16条	県営住宅及び共同施設の修繕及び修繕費用の負担に関する事務
第20条	県営住宅の他用途への併用の承認に関する事務
第21条	県営住宅の模様替（増築）の承認に関する事務
第21条の3	県営住宅の使用中断の届出の受理に関する事務
第22条	県営住宅の同居の承認に関する事務
第24条第1項	県営住宅の入居期間の通算に関する事務
第29条	県営住宅の立退手續に関する事務
第30条	県営住宅の明渡請求に関する事務
第31条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第47条	県営住宅の入居者駐車場の使用許可に関する事務
第49条	県営住宅の入居者駐車場の使用の申込み及び許可等に関する事務
第51条第1項、第3項及び第4項	県営住宅の入居者駐車場の許可の取消しに関する事務
第64条第2項	県営住宅の入居者駐車場の禁止行為に対する措置に関する事務
第67条	県営住宅連絡員に関する事務

- (2) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の収納に関する業務

- (3) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の納付指導に関する業務

- (4) 県営住宅駐車場管理組合に関する業務

- 4 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を行う期間
平成25年 4月 1日から平成29年 3月31日までの期間